

東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

令和3年4月28日

条例第29号

改正 令和5年4月1日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年1回、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(三重県市町総合事務組合からの報告)

第4条 管理者は、毎年1回、公平委員会の事務を共同設置している三重県市町総合事務組合から、前年度における業務のうち次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第5条 管理者は、第2条及び前条の報告を受けたときは、毎年12月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 前号に規定する場合のほか、管理者が必要と認める方法

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。